

三木市記者発表資料 (令和4年2月18日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
まん延防止等重点措置の期限延長に伴う市の対応等について ～現在の感染防止対策を継続します～
内容
<p>2月18日(金)、兵庫県への「まん延防止等重点措置」の期限が延長されることに伴い、三木市では18日(金)午前9時から第75回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について、以下のとおり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期 間 令和4年2月21日(月)～3月6日(日) (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)</p> <p>2 市の対策について(令和3年10月22日から継続)</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等</p> <p>ア 屋内施設は、原則開館とする。ただし、大声での歓声・声援等が無い場合は収容率100%、大声での歓声・声援等が想定されるものについては、収容率50%以内とする。</p> <p>イ 屋外施設については、感染対策を実施した上で開館とする。</p> <p>(2) 市職員の勤務体制</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p> <p>3 市職員の感染公表の見直し</p> <p>これまで市職員に感染者が発生した場合、担当課から記者発表を行ってきましたが、感染者やその家族、関係者などの人権に配慮するため、2月21日から、年齢、性別の公表をやめ、担当部から公表するとともに、市ホームページに市職員の感染ページを作成します。</p>
セールスポイント
<p>兵庫県への「まん延防止等重点措置」が、3月6日まで延長されることに伴い、市としても県の対処方針に準じて感染拡大防止に努めます。</p> <p>市職員の感染公表の見直しについては、市民サービスに影響がない場合は公表する社会的な意義が以前より薄れている状況を踏まえ、見直しました。職場内での感染が予想される場合などは、状況に応じて公表します。</p>